

手順書:呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連

4. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(睡眠や覚醒のリズム、呼吸状態、人工呼吸器との同調等)及び検査結果(動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮静薬の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

人工呼吸管理中に鎮痛・鎮静剤を実施している



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 患者が快適でない、あるいは鎮痛・鎮静が目標に達していない
- 鎮痛・鎮静が不適切なため呼吸状態や人工呼吸器との同調性が損なわれている(頻呼吸、努力性呼吸、ファイティング)
- せん妄が適切に管理されていない
- 鎮痛・鎮静レベルに関係する除去可能な原因が他にない
- 循環動態が安定している
- 呼吸状態が著しく不安定でない

病状の範囲外
不安定/緊急性あり



主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

病状の範囲内
安定/緊急性なし



【診療の補助内容】

人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整



1項目でも□あり

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 呼吸状態:呼吸回数、1回換気量、呼吸器との同調性
- 循環動態:脈拍、血圧、不整脈
- 意識レベル(GCS)
- 鎮静スケール(RASS)を用いた不安と不穏の評価
- 鎮痛スケール(BPS、CPOT)を用いた疼痛の評価
- せん妄スケール(CAM-ICU、ICDSC)を用いたせん妄の評価
- 眼位、瞳孔所見

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載